

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難したが、同区域の解除後、夫のみ仕事のために南相馬市に戻り、妻子との別離が生じていた申立人らについて、原発事故から1年9か月余り経過した平成24年12月に妻子との別離を解消するために夫が自主退職したことから原発事故との間の相当因果関係を認め、寄与度を5割とした上で、平成25年1月以降の就労不能損害等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3、同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間に対する和解金として、計金3,099,716円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年2月14日

（仲介委員 藤重由美子）

(別紙)

損害項目		期間	損害額
避難費用	引越費用	H23.3.11～H24.8.31	50,000 円
精神的損害	X 1	H23.3.11～H24.8.31	300,000 円
	X 2	H23.3.11～H24.8.31	300,000 円
	X 3	H23.3.11～H25.3.31	640,000 円
	X 4	H23.3.11～H25.3.31	640,000 円
就労不能損害	X 1	H25.1.1～H25.6.30	1,079,433 円
本件和解仲介に関する弁護士費用			90,283 円
損害額合計			3,099,716 円